

射 水 市 分 別 収 集 計 画 (第 9 期)

令和元年 9 月

射 水 市

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を意識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R行動（リフューズ＝発生回避、リデュース＝減らす、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）を推進するために、射水市における市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4R行動を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の4R行動（リフューズ＝発生回避、リデュース＝減らす、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）を基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物等のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	4,467.5 t	4,436.9 t	4,403.6 t	4,367.6 t	4,329.0 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当っては、市民、行政、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、「射水市廃棄物減量等推進審議会」において審議し、市民、事業者のごみ処理に対する意識等を容器包装廃棄物の分別収集計画に反映するとともに、市民と行政が連携しリサイクル活動を推進する。

・ 啓発イベント

住民一人ひとりが自ら「ごみ」を身近な問題として認識し、ごみの発生抑制と資源の取り組みをより一層推進するため、住民参加によるフェア（エコ商品の紹介・展示、資源ごみ及び使用済小型家電の回収、地産地消販売、再生品活用市等）といったイベントを開催していく。

・ 普及啓発冊子の充実や効果的な情報媒体の活用

ごみの減量・リサイクルの促進とごみの排出マナーの向上を図るため、広報紙、パンフレット、ホームページ等を充実し、新聞やインターネット、ケーブルテレビ、ラジオ等の各種情報媒体等を活用した情報発信に努める。

また、住民からの意見や提案を聴取し、ごみ処理行政に反映させていくため、電子メール等の活用を取り入れていく。

・ 出前講座・講習会・講演会・シンポジウム等の開催

ごみの減量化やリサイクル等について、一層の理解と関心を持って貰えるように、自治会や婦人会等からの要望に応じて職員が説明を行う出前講座を継続的に実施していく。

また、定期的に学識経験者や住民活動団体を招くなどして、講習会や講演会・シンポジウムの開催に努めていく。

・ ごみの減量・リサイクル教育の推進

ものを大切にする意識を育むためには、身の回りの環境への愛着や、かけがえのない自然への理解といったことが基本となることから、学校教育・社会教育・生涯学習等といった場面で環境教育、環境学習の推進を図るよう努めていく。

また、ごみ処理施設の見学会等を通じて、ごみ処理の現状・課題の周知とごみの減量活動に対する啓発を図る。

- ・ 標語やポスターの募集

ごみを減らすアイデアやものを大切にする意識を育てる標語やポスター等を募集し、広報やホームページ等で公表していく。

- ・ 過剰包装の抑制

流通業者や小売業者との連携により、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・ レジ袋等の容器包装の有料化や買い物袋持参（マイバック）運動等の促進及び収集ごみの有料化制度の継続

レジ袋等の容器包装の有料化や繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参は、実際にレジ袋を減らす運動であるとともに、住民のごみを減らす（不要なものを買わない、ものを大切にする等）ための意識の啓発にも役立つ。

そこで、持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

また、燃えるごみの有料化制度を継続することにより、容器包装廃棄物の分別排出を促進させる。

- ・ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

再生品利用、グリーン調達を促進を図っていく。

また、再生原料を用いた事務用品・事務機器・制服や、エネルギー効率に優れた電気器具、公共工事における再生資材の使用等を、積極的に利用する。

さらに、住民、事業者に対して、広報やホームページ上で再生品の使用をPRしていき、市内の商店や量販店に対して、再生原料を用いた商品や環境にやさしい商品の販売への協力を要請していく。

- ・ 資源再利用推進報奨金交付制度の実施

自治会等の市民団体による再生資源回収活動が安定的に行われ、ごみの減量化やリサイクルが効果的に進められるように、報奨金の交付等による支援制度を継続的に実施していく。

- ・ 射水市環境衛生協議会との連携と活動の支援

射水市環境衛生協議会及びその下部組織である各地区の環境衛生協議会には、市民と市とのパイプ役を担ってもらうとともに、廃棄物の減量化・資源化の取組、ごみの分別排出の指導及び快適な生活環境の保全活動等の分野において、市は引き続き協議会と連携し、また活動を支援する。

・ ごみの排出ルールの遵守・指導徹底

ごみステーションの保全を目的として、自治会等と協力しながら、各地域の特性に応じた分別排出指導や不法投棄の防止に努める。

また、分別排出を指導する際には、地域ごとの環境保全に対する意識や行動の違い等を考慮して行う。

・ 市内事業所へのごみ減量・資源化指導

大規模な事業所については、毎年事業系一般廃棄物減量・資源化計画書を提出させ、ごみの減量・分別による資源化により一層努めるよう指導を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、射水市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	無色透明のびん 茶色のびん その他のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳等の紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器 であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 （白色トレイを含む。）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：トン

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
スチール製容器	17.4		17.3		17.2		17.1		17.0	
アルミ製容器	23.5		23.4		23.3		23.2		23.0	
無色の ガラス製容器	(合計) 108.1		(合計) 107.4		(合計) 106.6		(合計) 105.8		(合計) 104.9	
	(引減量) 0.0	(独自処理量) 108.1	(引減量) 0.0	(独自処理量) 107.4	(引減量) 0.0	(独自処理量) 106.6	(引減量) 0.0	(独自処理量) 105.8	(引減量) 0.0	(独自処理量) 104.9
茶色の ガラス製容器	(合計) 123.8		(合計) 123.0		(合計) 122.1		(合計) 121.1		(合計) 120.1	
	(引減量) 0.0	(独自処理量) 123.8	(引減量) 0.0	(独自処理量) 123.0	(引減量) 0.0	(独自処理量) 122.1	(引減量) 0.0	(独自処理量) 121.1	(引減量) 0.0	(独自処理量) 120.1
その他の色の ガラス製容器	(合計) 42.4		(合計) 42.2		(合計) 41.9		(合計) 41.6		(合計) 41.3	
	(引減量) 0.0	(独自処理量) 42.4	(引減量) 0.0	(独自処理量) 42.2	(引減量) 0.0	(独自処理量) 41.9	(引減量) 0.0	(独自処理量) 41.6	(引減量) 0.0	(独自処理量) 41.3
飲料用紙製容器	8.8		8.8		8.8		8.8		8.8	
段ボール	486.2		482.9		479.3		475.4		471.2	
その他の 紙製容器包装	(合計) 172.5		(合計) 171.4		(合計) 170.2		(合計) 168.9		(合計) 167.5	
	(引減量) 128.8	(独自処理量) 43.7	(引減量) 128.0	(独自処理量) 43.4	(引減量) 127.1	(独自処理量) 43.1	(引減量) 126.1	(独自処理量) 42.8	(引減量) 125.0	(独自処理量) 42.5
ペットボトル	(合計) 85.0		(合計) 84.5		(合計) 83.9		(合計) 83.3		(合計) 82.6	
	(引減量) 85.0	(独自処理量) 0.0	(引減量) 84.5	(独自処理量) 0.0	(引減量) 83.9	(独自処理量) 0.0	(引減量) 83.3	(独自処理量) 0.0	(引減量) 82.6	(独自処理量) 0.0
その他の プラ製容器包装	(合計) 346.7		(合計) 344.4		(合計) 341.9		(合計) 339.1		(合計) 336.1	
	(引減量) 346.7	(独自処理量) 0.0	(引減量) 344.4	(独自処理量) 0.0	(引減量) 341.9	(独自処理量) 0.0	(引減量) 339.1	(独自処理量) 0.0	(引減量) 336.1	(独自処理量) 0.0
うち 白色トレイ	(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0	
	(引減量) 0.0	(独自処理量) 0.0	(引減量) 0.0	(独自処理量) 0.0	(引減量) 0.0	(独自処理量) 0.0	(引減量) 0.0	(独自処理量) 0.0	(引減量) 0.0	(独自処理量) 0.0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（30年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

単位:トン・
人

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
分別基準適合物	1,430.2	1,422.7	1,414.4	1,405.3	1,395.2	1,384.3	1,372.5
スチール製容器	17.5	17.5	17.4	17.3	17.2	17.1	17.0
アルミ製容器	23.7	23.6	23.5	23.4	23.3	23.2	23.0
無色のガラス製容器	109.3	108.7	108.1	107.4	106.6	105.8	104.9
茶色のガラス製容器	125.2	124.5	123.8	123	122.1	121.1	120.1
その他の色のガラス製容器	42.8	42.6	42.4	42.2	41.9	41.6	41.3
飲料用紙製容器包装	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8
段ボール	491.9	489.2	486.2	482.9	479.3	475.4	471.2
その他の紙製容器包装	174.4	173.5	172.5	171.4	170.2	168.9	167.5
ペットボトル	85.9	85.5	85.0	84.5	83.9	83.3	82.6
その他プラ製容器包装	350.7	348.8	346.7	344.4	341.9	339.1	336.1
容器包装廃棄物	4,520.8	4,495.5	4,467.5	4,436.9	4,403.6	4,367.6	4,329.0
ごみの総排出量	21,630.8	21,509.6	21,375.7	21,229.2	21,069.7	20,897.7	20,712.9
行政区域内人口	92,865	92,341	91,762	91,129	90,441	89,699	88,901
人口変動率	—	99.44%	99.37%	99.31%	99.25%	99.18%	99.11%
	←実績値	見込み→					

容器包装廃棄物

$$= \text{ごみの総排出量} \times 20.9\% (\%)$$

※「市町村分別収集計画策定の手引き（九訂版）」 表2-3-1 ごみ排出量（D2）に占める容器包装廃棄物比率の割合を引用。

人口(変動率)

平成30年度は実績値とし、令和1年度以降は平成26年度から平成30年度の5年間の人口推移の近似曲線 $Y=94,668-27.286X_2-224.09X$ により推計。

10 分別収集を実施するものに関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制（市による定期回収並びに拠点回収）を活用して行う。

また、現在、自治会等の市民団体等による集団回収が進んでいる牛乳等の紙パック、段ボールについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

なお、分別収集の実施者は、次のとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	実 施 者	
			収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	空き缶	市による定期収集	⇒市
	アルミ製容器		市による定期収集	⇒市
			市民団体等による 集団回収	⇒民間事業者
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	無色透明のびん	市による定期収集	⇒市
	茶色のガラス製容器	茶色のびん	市による定期収集	⇒市
	その他の色の ガラス製容器	その他のびん	市による定期収集	⇒市
紙 類	飲料用紙製容器	牛乳等の紙パック	市民団体等による 集団回収	⇒民間業者
	段ボール	段ボール	市民団体等による 集団回収	⇒民間業者
	その他の 紙製容器包装	紙製容器包装	市による定期収集	⇒市
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	⇒市
	その他の プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装 (白色トレイを含む。)	市による定期収集	⇒市

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装については、現在当市のリサイクルプラザである。「ミライクル館」で選別・圧縮・梱包・保管している。

また、無色透明のびん、茶色のびん、その他のびんは、「ミライクル館」で保管後、民間処理業者へ売却している。

分別収集の用に供する施設の整備に関する事項は、今後も上記と同様とする。

処理の段階	区 分	仕様(形状、形式、能力、数量等)
排 出	集積場所	共通集積場利用
		専用集積場利用
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
	中継輸送車両	専用車両利用
選別・保管	リサイクルプラザ	ミライクル館
	リサイクルセンター	なし
	ストックヤード	ミライクル館
	その他選別施設	なし

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	空き缶	プラスチックコンテナ	パッカー車	ミライクル館 〔リサイクルプラザ〕 （選別・圧縮・梱包・保管施設）
	アルミ製容器		ナイロンネット		
ガラス	無色の ガラス製容器	無色透明のびん	プラスチックコンテナ	パッカー車 ダンプトラック 軽四貨物車 平ボディ車	ミライクル館 〔リサイクルプラザ〕 （保管施設）
	茶色の ガラス製容器	茶色のびん			
	その他の色の ガラス製容器	その他のびん			
紙類	飲料用紙製容器	牛乳等の紙パック	-	-	民間施設
	段ボール	段ボール	-	-	民間施設
	その他の 紙製容器包装	紙製容器包装	プラスチックコンテナ	パッカー車	ミライクル館 〔リサイクルプラザ〕 （選別・圧縮・梱包・保管施設）
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	ナイロンネット		
	その他の プラ製容器包装	プラスチック製容器包装 （白色トレイを含む。）			

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取り組みを進める。

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された射水市廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催し、ごみの減量化と資源化及び適正処理の推進に関する調査を実施する。

また、ごみの排出マナーの推進及び自主的な地域リサイクル活動の推進を図っていく。

- (2) 自治会等の団体による集団回収を促進するため、報奨金の交付等により活動を支援する。

また、既実施団体については、回収の定期化・回収回数拡大・団体参加者への回覧板等による実施日時の周知等に努めてもらうように要請し、未実施の各種団体には、集団回収のマニュアルや回収業者リストを配布し、参加を呼びかけていく。

- (3) ごみの減量を実践した団体や個人、集団回収等を活発に行っている団体、排出マナーが優良な地域や校下等に対して表彰し、広報等でその活動を紹介するための仕組みづくりの推進に努めていく。

- (4) 資源の集団回収、ごみの分別排出の適正化、地域清掃等の活動を実施しているリサイクル団体等に対する支援を行うとともに、地域での活動リーダーの活動支援や育成に努める。

- (5) 自治会や射水市環境衛生協議会等の市民団体と連携を図りながら、住民参加によるごみの減量化・資源化、分別排出の指導及び快適な生活環境の保全の推進に努めていく。

また、収集運搬体制について、合理化・効率化の方策を検討し続け、収集作業の安全や効率を高める。

- (6) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。